

委員 長 報 告 書

さる 6 月 23 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 9 号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例について

を審査するため、6 月 28 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 9 号は、子どもの健康の保持及び増進のため、小中学生医療費助
成制度の対象を、現行の満 15 歳に達した最初の 3 月 31 日までから、満 18
歳に達した最初の 3 月 31 日までに拡大し、また、名称を「小中学生医療費」
から「子ども医療費」に変更するものである。

委員から、この時点で条例改正に至った理由について ただしがあり、
第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画において、子育て家庭における
経済的な負担の軽減を掲げているため との答弁がありました。

所得制限について ただしがあり、他の乳幼児医療費助成や、ひとり親
医療費助成等への影響も考慮し、引き続き慎重な議論が必要であると考え
ている との答弁がありました。